

質問回答書・追加指示事項

「釧路市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定業務委託」に係る質問書について、下記のとおり、回答致します。

| No. | 資料名称       | 頁 | 該当箇所   | 質問内容   | 回答  |
|-----|------------|---|--------|--|---|
| 1   | 業務担当責任者届出書 | 1 | 配置予定役職 | 「プロジェクト統括責任者」「プロジェクト責任者」「プロジェクトメンバー」の業務における役割・兼任の可否・配置人数の条件をお知らせください。  | <p>1.プロジェクト統括責任者 配置人数：1人<br/> <b>【主な役割】</b><br/>                     プロジェクト統括責任者とプロジェクト責任者の兼務：原則不可（業務規模により協議可）<br/>                     ・プロジェクト全体の統括管理及び最終的な意思決定<br/>                     ・業務の品質管理及び進行管理の総括<br/>                     ・発注者（釧路市）との協議・調整における最終責任<br/>                     ・成果の最終確認及び承認<br/>                     ・プロジェクトに関する重要事項の判断及び対応方針の決定<br/>                     ・業務遂行上発生時における対応及び解決策の指示</p> <p>2.プロジェクト責任者（業務責任者） 配置人数：1人以上<br/> <b>【主な役割】</b><br/>                     プロジェクト責任者とプロジェクトメンバーの兼務：可（但し、業務に支障がないこと）<br/>                     ・プロジェクト統括責任者の指示の下、業務全体の実務的な管理・運営<br/>                     ・業務スケジュールの管理及び進捗状況の把握・報告<br/>                     ・プロジェクトメンバーへの業務指示及び成果の取りまとめ<br/>                     ・発注者（釧路市）との日常的な連絡調整及び協議対応<br/>                     ・各種会議（庁内検討会議、市民意見聴取等）の運営及び資料作成の統括<br/>                     ・成果の品質確認及びプロジェクト統括責任者への報告</p> <p>3.プロジェクトメンバー 配置人数：1人以上<br/> <b>【主な役割】</b><br/>                     ・プロジェクト責任者の指示のもと、担当業務の実施<br/>                     ・各種調査・分析業務の実施（現況調査、統計分析、アンケート調査等）<br/>                     ・計画案の作成及び関連資料の作成<br/>                     ・会議資料、報告書等の作成補助<br/>                     ・現地調査、ヒアリング調査等の実施<br/>                     ・データ整理、図表作成等の実務作業</p> |
| 2   | 優先交渉権者選定基準 | 4 | 図表 1   | 「統括責任者」「業務責任者」とは、上記の「プロジェクト統括責任者」「プロジェクト責任者」のことでしょうか。  | ご理解の通りです。   |
| 3   | 実施要領       | 6 | 第9 (2) | 「取り組み体制も添付すること」とありますが、提案内容によって体制を検討する必要があります。そのため、参加確認申請段階での提出を省略いただけますでしょうか。あるいは参加確認申請段階の取り組み体制と、企画提案書の取り組み体制が一致しないことを認めていただけますでしょうか。 | 参加資格要件の確認のため、参加確認申請時には統括責任者及び業務責任者の構成等、基本体制を提出いただきますが、企画提案書提出時に提案的な内容に応じて体制を見直し、変更することは可能です。ただし、変更した際の具体的な理由をお示しください。   |
| 4   | 導入実績調査書    | 1 | 自治体欄   | 自治体名・代表者名・担当者・連絡先の記入欄がありますが、提出期限までに実績自治体に記入いただける保証がありません。契約書の写しを添付することで自治体による記入を省略できないでしょうか。   | 原則として、自治体によるご記入をお願いします。ただし、提出期限までに実績自治体による記入が困難な場合は、契約書写しの添付により代替することを認めますが、後日実績自治体による押印がある導入実績調査書を提出してください。なお、実績自治体による押印の提出が困難な場合には、ご相談ください。   |
|     |            |   |        |  |   |
|     |            |   |        |  |   |
|     |            |   |        |  |   |
|     |            |   |        |  |   |
|     |            |   |        |  |   |